

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇世銀、貸出金利の引上げ

世銀は1月9日、低開発国向け貸出金利を $\frac{1}{2}$ %引き上げ6 $\frac{1}{4}$ %とする旨発表した。今回の措置は、米国を主とする国際的金利上昇による資金調達コストの上昇(注1)に伴うものであり、国際機関としては、昨年末の米州開発銀行(IDB)の貸出金利引上げ(6 $\frac{1}{2}$ →7 $\frac{3}{4}$ %)に次ぐ措置である。

なお、世銀は同時に、当面次のような貸出政策をとる旨発表した。

(1) 貸出金利(低開発国向け)は、世銀債発行を含む平均資金調達コストの約 $\frac{3}{4}$ %高とする。

(2) 先進国向け貸出(注2)は、当分の間実施しない。

(注1) 最近の世銀債発行レートは、昨年8月の米国での起債が5.95%、11月のスウェーデンでの起債は6%に達している。

(注2) 一昨年9月の南ア向け貸出以来、先進国に対する貸出は事実上ストップしている。

### 米州諸国

#### ◇米国の一般教書

ジョンソン大統領は1月17日、恒例の年頭教書を議会に提出し、本年の政策方向の大綱を明らかにした。主要点は次のとおり。

(1) ベトナム戦争については、最近の北ベトナムの声明の真意を検討中であり、北爆停止によって開かれる会議が真に Productive なものであることが判明しないかぎり、北爆は停止しない。

(2) 従来の行政予算制度に代わり、昨年予算制度改正委員会の答申した新予算方式を採用する。この新方式によれば、69会計年度は、歳出1,860億ドル(前年度比104億ドル増)、歳入は増税案実現を見込んで1,780億ドル(同223億ドル増)となり、財政赤字は80億ドルと前年度推定実績比120億ドルの赤字幅縮小となる。

(3) 歳出は国防費のほか、社会保障費、復員軍人費、国債利払費など義務的増加分以外は、極力前年度の水準に押えたもので、緊縮型予算である。

(4) 増税は、64、65年の減税分(年間230億ドル)の約半分の歳入増加をもたらすものであり、個人平均では、所得1ドルにつき約1セントにしか相当しない。この

増税が実現しない場合には、物価上昇の加速度的悪循環、住宅建設の不振、引き続くドル流出という悲劇的事態に追い込まれる。

(5) 国際通貨制度強化のため、米国は1オンス35ドルの金価格を維持することを約束するとともに、その裏付けとして、法定金準備制度を撤廃する立法措置をとらねばならない。

(6) その他の主要な施策は次のとおり。

イ、雇用増大のための職業訓練費として、69会計年度に21億ドルの支出計画を提案。

ロ、都市再建のための模範都市計画(10億ドル)の尊重を議会に勧告。

ハ、6百万戸の新住宅建設10か年計画を提案。

ニ、すでに上院を通過した金利明記法律(Truth in lending)など重要法案の早期下院通過を勧告。

#### ◇米国の予算教書

ジョンソン大統領は、1月29日予算教書を議会に送った。同教書で明らかにされた69年度予算の特徴としては、

(1) 歳出を極力抑制する反面、増税を主体とする歳入の大幅増により、財政赤字を一挙に80億ドル(68年度見積り198億ドル)に縮小しようとしていること、

(2) 歳出の増加(104億ドル増)がほとんど国防費(33億ドル増)および義務的経費(約70億ドル増)に食われ、そのしわ寄せから国内の新規施策はほとんど見送られ、「偉大な社会」のうたい文句も姿を消していること、などがあげられる。

大統領は、これを「緊縮予算」と呼んでいるが、一般にはドル防衛問題の深刻化、国内インフレ傾向の顕在化などの情勢下、財政節度が強く要請されていただけに、政府の歳出抑制努力はなお不じゅうぶんと指摘も多い。とくに、赤字縮小を実現できるかどうかの鍵を握る増税案は、1月22日に審議が再開されたものの、議会の歳出削減要求にあって三度棚上げされたことや、ここ数年間、ベトナム戦費を中心とする歳出の増加が常に政府の当初見積もりを上回ってきたことなどから、政府の意図する赤字縮小は必ずしも容易でないと思われる。

同教書のおもな内容は次のとおり。

#### 1. 予算編成方針

(1) 69年度の「財政政策の目標」として、大統領は、①雇用と実質所得の増加、②インフレ圧力の軽減、③国際収支の改善、④金利上昇抑制のための政府借入れの減少、の4点をあげている。

(2) 歳出に関しては、膨大なベトナム戦費を維持しつつ

国内の強い財政需要にもこたえる必要上、予算の配分に慎重な優先順位をつけたとしている。

### 米国の1969年度予算総額

(単位・億ドル)

	1969年度 予 算	1968年度 見 積 り
歳入・歳出勘定		
歳 入	1,781	1,558
歳 出	1,828	1,699
収 支 じ り	△ 47	△ 140
貸出勘定		
貸 出	204	209
返 済	171	151
純 貸 付	△ 33	△ 58
総 予 算		
歳 入	1,781	1,558
歳 出・純 貸 出	1,861	1,756
収 支 じ り	△ 80	△ 198
新規債務負担権限	2,017	1,865
年度末国債残高	3,872	3,700

## 2. 歳 入

歳入は69年度1,781億ドルと前年度比223億ドルもの大幅増加(68年度推定62億ドル増)が見込まれている。これは経済規模拡大に伴う税の自然増収のほか、とくに10%付加税(これによる増収は69年度98億ドル)および雇用税引上げ(社会保障給付金が68年2月から増額されるのに伴い、雇い主・被雇用者が支払う税も引き上げられる)によるものである。また、本年4月に予定されていた消費税率の引下げ(自動車7→2%、電話10→1%)を明年7月まで繰り延べることにより、31億ドルの歳入減を避

### 歳 入 内 訳

(単位・百万ドル)

	1969年度 予 算	1968年度 見 積 り
個 人 所 得 税	80,900	67,700
法 人 所 得 税	34,300	31,300
雇 用 税	34,154	29,730
失 業 保 険	3,594	3,660
その 他 保 険・退 職 年 金	2,275	2,049
物 品 消 費 税	14,671	13,848
不 動 産 贈 与 税	3,400	3,100
関 税	2,070	2,000
雑 収 入	2,744	2,443
合 計	178,108	155,830

ける提案も含まれている。付加税案(註)は、実施時期の点で昨年8月の提案よりやや後退した内容となっているが、歳出、とくにベトナム戦費調達の緊要性とインフレ抑制の必要等にかんがみ、再びその承認が強く要請された。

(註) 今回の付加税案の内容

税率—個人・法人所得税に対し一律10%(67年8月の提案と同じ)。  
実施時期—個人は68年4月1日から、法人は同1月1日から、いずれも69年度末まで(従来の提案では個人67年10月1日から、法人は同7月1日から69年度末まで)。  
増収額—68年度約30億ドル、69年度98億ドル(従来の提案では68年度63億ドル)。

## 3. 歳 出

歳出は1,861億ドル(支出および貸出勘定)、前年度比104億ドル増が計上された。これは、ベトナム戦争が急速な拡大をたどった66~68年度の年度間歳出増のテンポ(平均192億ドル)と比べると、さすがに大きく下回っているが、それ以前に比べれば(65年度までは年度間平均50億ドル増)依然大幅な増加となっている。しかし、増加の内容はほぼ国防費と義務的経費で占められ、また大統領選挙を控えて打ち出した内政面の重点施策も、実際には予算的裏付けが乏しく、総じて国防費の圧迫が顕著な歳出内容となった。

(1) 国防費は33億ドル増(68年度64億ドル増)と、従来に比べきわめて小幅な伸びが見込まれている。これは注目のベトナム戦費が、「69年度以降も戦争が続く可能性を含めて」計上されたものの、68年度末で兵力増強も一段落するとの想定(ベトナム向けの兵力の枠は現在525千人)から、69年度には262億ドルと、わずかに13億ドル増(68年度44億ドル増)にとどめられたことによるものである。その他国防費は、戦略ミサイル部隊の強化、対中国ミサイル防備網の展開のほか、軍人給与引上げ(67年10月成立)等により68年度と同じく20億ドル増の見込み。

なお、国防費798億ドルは第2次大戦中の1945年度(813億ドル)に次ぐ史上第2の高水準であり、歳出全体に対して43%を占めることとなった。

### 国防費とベトナム戦費の推移

(単位・百万ドル)

会 計 年 度	国防費	ベトナム特別費		
		国防費	経 済 援 助	計
1965(実績)	49,586	103	—	103
1966(〃)	56,771	5,812	282	6,094
1967(〃)	70,095	20,133	424	20,557
1968(見積り)	76,491	24,531	458	24,989
1969(予算案)	79,792	25,784	480	26,264

- (2) 対外援助については、引き続き自助の努力を前提として、低開発国向けに25億ドルの新規債務負担権限を要請し、その重点目標として、①中南米の経済成長促進と共同市場創設の促進、②インド、パキスタンの食糧問題解決、③東南アジアでの学校・道路・農業建設による村落の開発、の3点をあげている。また、IDA(第二世銀)、IDB(米州開銀)への追加拠出権限も要請され、「自由のための食糧計画」の延長(本年末失効予定)が提案された。しかし、かかる援助の継続とともにバイ・アメリカン政策の強化がうたわれ、たとえば、69年度援助額の90%以上を米国物資の購入に充てるよう指示したほか、国際機関への拠出に関しても「適切な国際収支保障措置」を要求している。また、輸出増強計画の一環として、米国輸出入銀行の融資条件緩和も提案された。
- (3) 一般内政費としては、「偉大な社会」計画の継続として、住宅(今後10年間に低・中所得層用住宅を600万戸建設することを目標に、69年度には30万戸の建設に着手)、都市改造、労働力再訓練(130万人を対象とする人的資源計画等)などが重点施策にあげられている。

### 歳 出 内 訳

(単位・百万ドル)

	1969年度 予 算	1968年度 見 積 り
国 防 費	79,792	76,491
(うち、ベトナム特別費)	( 25,784)	( 24,531)
国 際 関 係	4,478	4,330
(うち、ベトナム特別費)	( 480)	( 458)
宇 宙 開 発	4,573	4,803
農 業 ・ 農 業 資 源	4,474	4,412
天 然 資 源	2,483	2,416
商 業 ・ 運 輸	7,996	7,695
住 宅 ・ 地 域 開 発	1,429	697
保 健 ・ 労 働 ・ 福 祉	51,945	46,396
教 育	4,364	4,157
復 員 軍 人 費	7,131	6,798
国 債 利 子	14,400	13,535
一 般 行 政 費	2,827	2,618
公 務 員 給 与 引 上 げ	1,600	—
予 備 費	350	100
調 整	△ 5,049	△ 4,591
小 計	182,797	169,856
貸出勘定(ネット貸出)	3,265	5,779
合 計	186,062	175,635
(うち、ベトナム特別費)	( 26,264)	( 24,989)

もっとも、これらはおおむね宇宙・農業・教育・厚生などの削減(16億ドル減)または制度改正(12億ドル減)の範囲内でねん出されたものであり、むしろ昨年の立法に基づく社会保障給付金(42億ドル増)、公務員給与(16億ドル増)等の増加、あるいは赤字の膨張と高金利を映じた国債利子(9億ドル増)の増加など、いわゆる義務的経費の増加が目だつ。

- (4) 以上の歳出を遂行するため、新規債務負担権限として2,017億ドル(68年度見積り1,865億ドル)が要請されている。

4. 69年度末国債残高は3,872億ドルと、68年度末比さらに172億ドルの増加が見込まれる(現在、国債発行限度は3,580億ドルであり、暫定措置として69年度に3,650億ドルに引き上げるよう定められている)。

5. なお、従来の行政予算に代えて、今回はじめて「予算概念に関する大統領諮問委員会」報告に基づく統合予算方式が採用された(42年12月号「要録」参照)。

### 新統合予算方式による予算の推移

(単位・億ドル)

会 計 年 度	歳 入	歳 出	収 支 じ り
1960(実績)	924.8	922.7	2.1
1961( / )	943.9	979.2	△ 35.2
1962( / )	996.6	1,070.1	△ 73.6
1963( / )	1,065.8	1,113.2	△ 47.4
1964( / )	1,127.0	1,186.7	△ 59.7
1965( / )	1,168.6	1,179.7	△ 11.1
1966( / )	1,309.0	1,345.7	△ 36.7
1967( / )	1,495.9	1,584.1	△ 88.2
1968(見積り)	1,558.3	1,756.4	△ 198.1
1969(予算案)	1,781.1	1,860.6	△ 79.5

### ◇カナダ、公定歩合引上げ

カナダ銀行は1月21日、公定歩合を6.0%から7.0%に引き上げ、翌22日から実施する旨発表した。

これにつきカナダ銀行は、「最近の為替市場での動きに伴う措置」と説明しており、米国の今次ドル防衛強化措置の発表を契機に発生したカナダ・ドルの平価切下げルーマーに対処して、カナダ・ドルの平価を維持することにその主たるねらいがあるとみられる(本号「カナダの公定歩合引上げ」参照)。

## 欧 州 諸 国

### ◇英国、財政支出の削減強化を決定

英国政府は、ポンド切下げによって国際収支の改善を

図るには強力な内需抑制策が必要であるとの見地から、ポンド切下げ時に実施した財政・金融緊縮措置(42年12月号「要録」参照)に加えて、財政支出の圧縮をさらに強化する意向をかねて明らかにしていたが、1月16日、その具体案を発表した。これによると、政府は次の諸措置により国および地方公共団体の財政支出を、昨年末現在の計画額に比し、1968年度中(68/4月～69/3月)に300百万ポンド、1969年度中に416百万ポンド、それぞれ削減することになっている(下表参照)。

#### (1) 軍事費削減

##### イ、スエズ以東駐留英軍の撤収期限繰上げ

マレーシア、シンガポールおよびペルシャ湾駐留英軍の撤収期限を、1967年7月発表の国防白書(42年8月号「要録」参照)に明示された70年代半ばから71年末までに繰り上げる。

##### ロ、兵力等の計画的削減

71年末までに兵力を75千人以上、軍関係民間被用者を80千人以上、計画的に削減する。

##### ハ、3軍装備費の節減

空軍が購入を予定していた米国製F 111軍用機50機の発注を停止する(注)ほか、陸軍装備兵器の節減を行ない、スエズ以東駐留英軍の撤収完了を機に航空母艦を廃棄する。

(注) 1977年度までの支出節減額は予約取消料調整後で約4億ポンド。

#### (2) 社会保障・保健衛生費関係

##### イ、処方代の復活

従来まったく徴求していなかった処方代を、高齢者、慢性病患者等を除き、1件当たり2シリング6ペンス徴求する。

##### ロ、健康保険料の引上げ

雇用者負担分(従来は週当たり7½ペンス)を6ペンス、被用者負担分(従来は週当たり2シリング8½ペンス)を1シリング、それぞれ引き上げる。

##### ハ、歯科治療代の引上げ

歯科治療代の最高限度を従来の1ポンドから1ポンド10シリングに50%引き上げる。

##### ニ、児童扶養手当(Family

Allowances)の引上げに伴う増税

児童扶養手当(注)の7シリング増額(本年4月実施予定)の原資を確保するため、中・高所得層の所得税率を引き上げる。

(注) 現在、15歳未満の第2子については週当たり8シリング、第3子およびそれ以後の子については10シリング。

#### (3) 文教費関係

##### イ、義務教育年限延長の実施時期延期

義務教育年限延長(15→16才)の実施時期を、当初予定の71年から73年に2年間延期する。

##### ロ、給食ミルク代の徴収

Secondary school の給食ミルク代を、本年9月から徴収する。

#### (4) 公共支出等削減

##### イ、公共事業費の削減

新規公共住宅建設費および道路建設費を削減する。

##### ロ、投資補助金の削減

投資補助金制度の対象となる設備投資について、

### 財政支出削減の項目別内訳

(単位・百万ポンド)

	1967年度	1968年度			1969年度		
	計	67年末現在案	削減額(△)	修正案	67年末現在案	削減額(△)	修正案
国防費	2,218	2,167	—	2,167	2,250	△ 110	2,140
民生費	12,169	13,211	△ 300	12,911	13,378	△ 306	13,072
うち社会保障関係	2,909	3,106	—	3,106	3,126	—	3,126
文教	1,989	2,103	△ 39	2,064	2,205	△ 58	2,147
保健・衛生	1,619	1,672	△ 29	1,643	1,737	△ 31	1,706
住宅	1,018	1,098	△ 27	1,071	1,124	△ 55	1,069
道路	560	632	△ 53	579	679	△ 69	610
運輸	110	126	△ 2	124	139	△ 5	134
内政費	494	533	△ 20	513	559	△ 32	527
技術開発	234	223	△ 10	213	233	△ 15	218
海外サービス	338	371	—	371	367	—	367
投資補助金	189	440	△ 80	360	380	—	380
農業	374	388	—	388	388	—	388
選択的雇用税制増還付金および地域雇用報償金	170	156	—	156	131	—	131
その他	2,165	2,363	△ 40	2,323	2,310	△ 41	2,269
歳出合計	14,387	(注) 15,378	△ 300	15,078	15,628	△ 416	15,212
健康保険料等の引上げ(△印は歳入増)	...	...	△ 25	...	...	△ 25	...
歳出削減額計	...	...	△ 325	...	...	△ 441	...
国有企業の本支出	1,676	(注) 1,695	...	1,695	1,564	...	1,564

(注) ポンド切下げの付随措置として発表された財政支出削減額は繰込み済み。

その資金支払時から補助金交付までの期間(42年7月号「要録」参照)を、現行の12か月からさらに短縮する計画を当面延期することとする。

#### ハ、地方公共団体支出の削減

地方公共団体に対して、①68年度中にコスト上昇を理由とする歳出増大を行なわないこと、②69年度の歳出規模を68年度比実質3%増の範囲にとどめること、を要請する。

#### ニ、内政費の削減

国防の任に当たっている民間防衛隊(Civil Defence Corps)、補助消防隊(Auxiliary Fire Service)等を解散する。

#### ホ、技術開発費の削減

技術省の産業技術、核エネルギー技術、防衛兵器等の開発研究費を削減する。

#### ヘ、公務員の増員制限

68年度中の国家公務員の増員を認めず、また地方公共団体に対しても、公務員の増員を制限するよう要請する。

### ◇英国、大手自動車メーカーの合併

英国の自動車メーカー中第1位の British Motor Holdings と第5位の Leyland Motors は1月17日、1対1の対等合併を行なう旨を発表した。新会社は British Leyland Motor Corporation と呼ばれ、その売上げ規模は年間約8億ポンドと、General Motors, Ford, Chrysler, Volkswagen に次いで世界第5位となる。

両社の合併は、①英国自動車産業への米国資本の進出(注)に対抗するため、英国資本の結集が必要であり、また、②輸出増強のため、海外販売網の統合が要請されていること、などの事情から政府の積極的支持によって実現をみたものといわれている。商務省は、両社の合併が独占禁止法に違反するものではない旨を言明し、また、産業再編成公社(42年2月号「要録」参照)は合併に伴う所要資金の一部として、25百万ポンドを新会社に融資す

英国の自動車生産台数(1966年中)

会社名	台	
	乗用車	商用車
B. M. H. (英国資本)	604,348	109,518
Ford (米国Ford)	466,177	113,623
Vauxhall (米国G. M.)	172,777	101,897
Rootes (米国Chrysler)	171,904	40,998
Leyland (英国資本)	121,212	25,507
その他とも合計	1,603,679	438,675

る予定である。

(注) 英国5大自動車メーカーのうち英国資本によるものは前記2社のみで、残りの3社(前掲表参照)はいずれも米国資本に支配されている。

### ◇西ドイツ、輸出金融を拡充

ブンデスバンクは、輸出信用会社(Ausfuhrkredit G. m. b. H.)に対する同行の再割引信用供与枠(通称B枠)を今後約2年間に限り、従来の18億マルクから25億マルクに拡大し、本年1月10日から実施した。

また、輸出信用会社の自己資金に基づく融資枠(通称A枠)についても、B枠と同様7億マルク増加し25億マルクとするため、現在出資銀行間で協議中であり、近く決定される模様。

輸出信用会社の融資枠は、昨年1月および2月の2回にわたり増枠されたが、その後も西ドイツの資本財を中心とする延払い輸出は急速に増大し、すでに現在までの枠では需資に応じきれなくなっており、かたがた今後かなりの需資増高が見込まれることから、今次措置実施となったものである。

なお、融資金利はA枠6.25%(昨年5月29日以降不変)、B枠4.5%(昨年5月12日以降不変)。

### ◇フランス、景気振興策を決定

フランス政府は、さる1月24日の閣議において景気振興策の大綱を決定した。今回の景気振興策は、減税および社会福祉年金の増額による民間消費の促進、住宅建設および地域開発のための公共投資の増額等を骨子としており、総額33.4億フラン(うち本年中の支出分27.4億フランに上る大規模かつ積極的な性格のものとなっている。概要次のとおり(末尾のカッコ内は実行予定額および本年中の予定額、単位・百万フラン)。

#### (1) 所得税の減税

課税所得額が年間55千フラン以下の者を対象に、個人所得税(2月徴収分、年間総額の約1/3に該当)を15%減税する。(700・560)

#### (2) 間接税の減税

肉類に対する間接税の減税。(240・240)

#### (3) 社会福祉年金等の増額

2月1日以降、老齢年金を100フラン増額(増額後の年金額2,400フラン)し、また家族手当を4.5%増額する。(470・470)

#### (4) 住宅建設戸数の増加

財政資金による低家賃住宅(HLM)の建設を、68年中に第5次5ヵ年計画の予定戸数より1万戸増加する。(800・500)

(5) 付加価値税の減税。(730・570)

(6) 後進地域の開発

北部、ロレーヌ、中央山塊部、プルトーニュなどの後進地域開発のため、公共投資を4億フラン増額する。(400・400)

(7) 民間企業の起債促進

民間企業の起債を促進するため、政府および国有企業の起債を規制する。

本措置に関し、ドブレ蔵相は大要次のような趣旨説明を行なった。「今回の景気振興策は、第5次5か年計画に予定されている68年の経済成長率5%を達成し、これにより失業問題の解決を図るために採られたもので、あくまで短期的な景気調整策である。政策の重点は投資面よりむしろ消費面に置かれているが、これは、企業がいまだかなりの遊休設備をかかえていることを考慮した結果である。本措置により、国際収支が一時的に悪化することも考えられるが、こうした点にも関連して、本措置の実施に当たってはE E C諸国との協調を図っていく必要があろう」。

#### ◇イタリア、新商業銀行の設立

イタリアではさる12月31日、8地方銀行の合併によって新商業銀行 Istituto Bancario Italiano (I B I) が誕生した。今回の合併は、前記8地方銀行が、イタリアのセメント王 Carlo Pesenti によってすでに買収されていたため、かねてから予想されていたものである。新銀行はその資金規模において、民間資本による銀行としてはイタリア最大の銀行となるが、さらに、Banca Nazionale del Lavoro を欧州第2位の大銀行にまで育て上げた功労者 Ettore Lolli が経営に参加するところから、今後の発展に期待が寄せられている。新銀行の概要次のとおり。

- (1) 授権資本、100億リラ。設立時の資金量3,110億リラ。
- (2) 本店所在地、ミラノ。支店数30以上。
- (3) 代表取締役 Carlo Pesenti。

なお、合併された8銀行は以下のとおり(カッコ内は資本金)。

Credito di Venezia e del Rio de la Plata(32億リラ)。

Banca Romana(15億リラ)。

Instituto Bancario Romano(5億リラ)。

Credito Mobiliare Fiorentino(7億リラ)。

Banca Torinese Balbis & Guglielmone(15億リラ)。

Banca di Credito e Risparmio(15億リラ)。

Banca di Credito Genovese(7億リラ)。

Banca Naef-Ferrazzi-Longhi(4億リラ)。

#### ◇オーストリア国民銀行総裁の更迭

オーストリア政府は1月23日の閣議において、健康上の理由からかねて辞意を表明していたオーストリア国民銀行の Dr. Reinhard Kamitz 総裁の後任として、前大蔵大臣 Dr. Wolfgang Schmitz 氏を新総裁に起用することを決定、大統領にこの旨推薦した(註)。

なお、新総裁に推薦された Schmitz 氏は、さる1月17日の内閣改造に際し、Prof. Stefan Koren 氏に蔵相の地位を譲ったばかりである。

(註) オーストリア国民銀行法第23条の規定によれば、同行の総裁、副総裁(2名)は、いずれも大統領によって任命され、その任期は5年である(ただし再任を妨げない)。

#### ◇オランダ政府、賃金政策を転換

オランダ政府は昨年12月13日、過去20余年にわたり実施してきた労使の賃金協定に関する政府の直接介入を、本年1月1日以降行わないことを決定した。

オランダでは、1945年、経済の再建と適正な所得分配を達成する目的から「緊急労働関係令」を制定して以来、

- (1) 賃金等労働条件に関する労使間の協約は、政府の調停委員会の承認を要すること。
- (2) 政府調停委員会は、「労働協議会」(Foundation of Labour)(註1)の意見を徴したうえ、労働協約等を承認、拒否あるいは修正すること。
- (3) 政府は賃金上昇率の許容最高限度につきガイドラインを定めて、前記「労働協議会」に提示し、同協議会はこれに基づき毎年の賃金上昇率を定めること。

を基本的骨組みとした所得政策が実施されてきたが、今次措置により、今後労使間の賃金協定の締結は原則的に自由となった。ただし、個々の産業ないし企業間で締結される賃金協定が、経済全体の均衡を阻害するおそれがあるとみなされる場合には、労働大臣に当該協定を無効とする権限が新たに付与され、また本問題に関する政府の諮問機関として、前記政府調停委員会を存続させることとなった。

このようにオランダの所得政策が変更されることになった背景としては、

- (1) 1960年代以降、超完全雇用状態が生じたため、政府のガイドラインが実際には賃金上昇率の最低限度とみなされることが多く、協定賃金以外の付加的賃金部分(いわゆる wage drift)を加味した実収賃金の年間上昇率が年々高水準に達したことから、従来の賃金協定方式に対する批判がかねて強まっていたこと(註2)。

(2) 賃金協定の締結に中核的役割を果たしてきた「労働協議会」内部において意見の対立が少なくなく(注3)、とくに同協議会に参画している労組代表に、下部組織を統率する力が欠けていたこと。

(3) 最近労働組合の運動方針の重点が、従来の賃金引上げ最優先主義から、労働者側の経営参加権の確保ないし企業利潤の労働者への一部還付等を要求する方向に転換しつつあること。

(4) 加えて、最近では一昨年来の景気後退と失業の発生を契機に、労働組合側にも、一律的な賃金上昇が結局は自らの存在基盤をあやうくすると認識が生じはじめたこと、

などが指摘されている。

なお、政府は、前記「緊急労働関係令」に代わる新しい「労働条件法」案のほか「最低賃金法」案を、近く議院に提出することを予定していると伝えられており、今後の成行きが注目される。

(注1) 社会厚生相によって任命された労使両側の代表から成る中央交渉機関。なお、オランダの労働組合は、プロテスタント系、カトリック系、中立系の三つに大別され、他方経営者側の中央団体としては、カトリック経営者同盟、プロテスタント経営者同盟、オランダ産業連盟(中立系)が代表的なものであり、いずれも宗教思想的に分かれていた点に特色がある。

(注2) 賃金指数(1963=100)は、昨年10月153と、過去4年間に年間平均約11.2%上昇(同期間の鉱工業生産指数の平均上昇率は約8.3%)。

(注3) たとえば、65年の賃金上昇率について政府は4.7%とする旨労使に提案したが、労働組合側はこれを不満とし、労働協議会における交渉が難航、結局5%という線で妥協が成立した経緯がある(40年1月号「要録」参照)。

#### ◇オランダ、商業銀行の合併

昨年末、オランダ2大商業銀行の一つである Algemene Bank Nederland N.V. は、Hollandsche Bank Unie N.V. との合併が成立した旨発表した(新銀行名は Algemene Bank Nederland N.V.)。この結果新銀行の資金量は、これまで同国第1位であった Amsterdam-Rotterdam Bank N.V. を抜いてオランダの商業銀行中最大となった(注1)。

オランダでは1964年以来、①欧州経済統合の進展に伴う企業規模の拡大と需資の大型化、②貯蓄銀行ないし農業銀行等の業域拡大に伴う競争の激化、という事情を基本的背景として、商業銀行間の合併が目だっており(注2) 今回の合併もこうした流れに沿ったものであるとみられる。

(注1) 1965年末現在の各行の総資金量  
 Algemene Bank Nederland N.V. 6,206百万ギルダー  
 Hollandsche Bank-Unie N.V. 1,209 "  
 Amsterdam-Rotterdam Bank N.V. 6,432 "

資料: The Bankers' Almanac Yera Book 1966-67

(注2) 39年6月号「要録」参照。

#### ◇ベルギー、経済防衛計画を決定

ベルギー政府は、かねてから英ポンド平価切下げや米国のドル防衛策強化に対処する方策を検討中であつたが、このほど「経済防衛計画」と銘打った一連の景気振興策を決定した。ベルギーでは、米国の直接投資削減に伴い、国内の投資需要が大幅に落ち込むおそれが生じ、これがポンド切下げの影響とあいまって、ようやく回復に転じつつある国内景気に悪影響を及ぼす懸念が高まっていた。今回の措置は、こうした情勢に対処してとられたものとみられ、ドル防衛策強化に対する西欧側の反応を示す一例として注目される。同計画の主たる内容は、国債発行による財政支出の増大と輸出および消費の振興にあるが、同時に、インフレ圧力を回避するため価格統制の強化をも予定している。その概要次のとおり。

(1) 民間投資の促進と米国資本の勧誘。

(2) 公共事業の支出促進。

(3) 住宅建設の増進

3月15日以降、新たに2千戸の住宅建設に着工。同時に民間の住宅建設に対する助成金を増額。

(4) 輸出振興

輸出信用に関する金利の引下げ。海外市場の動向調査や情報収集の積極化。輸出業者に対する原材料・サービスの提供についてはすべての税金を免除。輸出もどし税が適用される商品の再検討。

(5) 消費促進

消費者賦払い信用規制の撤廃。

(6) 中小企業に対する新たな金融措置の導入。

(7) 物価上昇の抑制

部門ごとあるいは生産物ごとに価格管理を強化。

#### ◇スウェーデン、最低現金比率制度を導入

スウェーデンの中央銀行であるリクスバンクは、昨年12月末「流動比率ならびに現金比率に関する法律」(1962年7月1日発効)第7条の規定に基づき、本年1月2日以降、市中金融機関に対する最低現金比率制度をはじめて実施することを決定した。この結果、スウェーデンでは従来から実施されている最低流動比率制度(注1)に加え、金融政策手段が拡充強化されたことになる。

今回の措置により、5大商業銀行(注2)は預金量の最低2%、その他の銀行は預金量の最低1%(法定最高限度はいずれも15%)を、リクスバンクの無利息特別預金勘定に積み立てなければならないこととなった。

今次措置は、さきに実施された公定歩合の引上げ(昨年12月15日から、5→6%)を補完するものであり、その目的は、国内流動性の一部凍結(注3)により、主として

短資の国外流出を抑制することにある模様。

(注1) 商業銀行に対し、貯蓄預金を除く総預金量の一定割合以上の流動資産を保有すべきことを義務づけるもの。本流動比率は現在、5大銀行30%以上、その他の銀行25%以上である。なお、流動資産とは、現金、預け金、大蔵省証券、国債、特定の金融債、対外短期債権等の合計から、リクスバンクからの借入金、対外短期債務等の合計を控除したものである。

また、対外短期債権については、従来全額流動資産として算入することが認められていたが、先般の公定歩合引上げ以降は、その50%についてのみ流動資産として算入できる扱いに改められた。

(注2) Svenska Handelsbank  
Skandinaviska Bank  
Sveriges Kreditbank  
Stockholms Enskilda Bank  
Göteborgs Bank

以上5大銀行が商業銀行全体の資金量に占めるシェアは最近約80%と伝えられる。

(注3) 今次措置の対象預金量は約340億クローナ、積立所要額は5大銀行約5億クローナ、その他の銀行約1億クローナ。

## ア ジ ア 諸 国

### ◇太平洋貿易開発会議の開催

太平洋貿易開発会議(Conference on Pacific Trade and Development)は、日本経済研究センター主催のもとに、太平洋先進諸国の貿易と貿易政策、対低開発国援助・貿易政策などの諸問題を討議するために先ごろ東京で開催された。この会議には日本、豪州、ニュージーランド、米国、カナダの5か国から25名(日本から13名)の経済学者が参加した。本会議の中心議題であった「太平洋自由貿易地域」構想を中心に会議における報告と討議内容を紹介すれば次のとおりである。

#### 1. 太平洋自由貿易地域(PFTA)構想

いま、PFTA(Pacific Free Trade Area)が結成された場合、PFTAにおける域内貿易額は年間50億ドル(28%)増加し、対世界輸出は貿易創出効果によって約10%増加するものと見込まれる。これはケネディ・ラウンドによるPFTAの対世界輸出の増加率5.5%の約2倍に相当する。さらに、PFTAの対世界輸出に関して貿易転換効果をも考慮に入れると、上記倍率はいっそう大きなものとなることが考えられる。

日本はPFTAが結成された場合、輸出増加17億ドル(20.6%増)輸入増加4億ドル、差引き13億ドルの貿易収支の改善(ケネディ・ラウンドの効果の約3倍)が期待される。これは、日本の対PFTA輸出の95%が、関税率が高くかつ輸入需要弾力性の大きい工業製品であるのに対して、輸入の72%が関税引下げ効果の小さい一次産品であるからにほかならない。これに対して米国の輸出および輸入の増加額はほぼ同額、豪

州、ニュージーランド、カナダはかなりの輸入超過増となることが予想される。

このようにPFTA結成の利益は国によって区々であるうえ、国内経済構造の変革を迫られることが予想されるので、本構想は早急には具体化しないものと思われる。とくに米国は、従来から一貫してグローバルな貿易自由化政策を推進している関係もあって、PFTA構想に対してもきわめて慎重な立場をとっており、また、カナダもPFTAの結成によって対世界貿易の収支じりが若干の黒字から4億ドル程度の赤字になること、米加両国の貿易はすでに自由貿易地域に近い状態にあることなどから、消極的な態度をとった。ところで、豪州、ニュージーランドでは、すでに、豪州、ニュージーランド自由貿易地域が結成されており(1958年8月)、最近では、両国と日本との経済関係緊密化を映じて、日本を加えた3国による自由貿易地域JANFTA(Japanese-Australian-New Zealand Free Trade Area)構想に対する関心が高まってきている。JANFTAはPFTAに比べて規模が小さく、効果も薄いのが、反面PFTAよりも実現可能性が大きいので、今後の成行きが注目される。

#### 2. その他の議題

(1) 外貨準備プール案……これはPFTA5か国が各国の外貨準備の一部または全部を中央決済機構などにプールし、外貨準備を効率的に使用することをねらいとした構想である。

(2) 太平洋投資決済銀行構想……これは、PFTAにおける為替の集中決済と域内投資および低開発国向け援助の促進を目的とした民間銀行を設立しようとするものである。

本会議においては、上記いずれの構想についても問題点が指摘されたのみで具体的な検討は今後の課題とされた。

なお、次回会議は明年ホノルルで開催される予定。

### ◇セイロン、平価切下げに伴う調整措置を実施

セイロン政府は、同国ルピーの切下げ(昨年11月22日、切下げ率20%)に伴う調整措置として、昨年11月末、以下の措置を発表した。

#### 1. 輸出税の引上げ

ルピー切下げによって輸出業者が不当な利益をうることを防ぐために、一次産品に対する輸出税の引上げを行なう。おもなものは次のとおり。

茶——1ポンド当り35ルピー→40ルピー

肉桂——100ポンド当り15ルピー→50ルピー

ココア——同じく5ルピー→30ルピー



ゴム——従来のスライディング・スケールに基づく課税のほか、1ポンド当り3セントの課税を新設。

## 2. 公務員給与、年金支給額の引上げ

(1) 輸入物価の上昇などに対処して、基本給 300 ルピー(月収)以下の公務員に対し、月額15ルピーの臨時手当を、また基本年金受取り額が月額 300 ルピー以下の年金受領者に対しては、月額10ルピーの生活補給金を支給する(1967年12月1日から実施)。

## 3. 国内産米買入価格の引上げ

国内産米の増産奨励策として、政府買入価格を1ブッシェル当り12ルピーから14ルピーに引き上げる(1967年12月1日から実施)。

## ◇ビルマ、67年度確定予算と68年度当初予算を発表

ビルマ政府は、このほど1967年度(10月～翌年9月)確定予算および1968年度当初予算を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 1967年度確定予算については、米の不作を主因とする租税収入および公社収入の激減から、歳入総額は78.3億チャットと当初予算(120.3億チャット)の65%にとどまった。このため歳出面でも思い切った抑制措置がとられ、歳出総額も79.1億チャットと当初予算(121.5億チャット)の64%となった。とくに資本勘定は、当初予算(13.3億チャット)の約2分の1に当たる6.3億チャットに削減されたが、これは財源不足のほか、67年度が経済開発4ヵ年計画の初年度に当たり、意欲的な事業計画が盛り込まれていたことにも原因がある。さらに海外からの援助・借入も1億チャットと当初計画(1.8億チャット)を大幅に下回ったため、昨年度の財政黒字は0.2億チャットと当初予算の3分の

### 67年度当初・確定予算および68年度当初予算

(単位・億チャット 1米ドル=4.76チャット)

	67年度 当初予算	同確定予算	68年度 当初予算
歳出	121.5	79.1	94.0
經常勘定	100.0	68.1	79.4
資本勘定	13.3	6.3	8.9
借入勘定その他	8.2	4.7	5.7
歳入	120.3	78.3	92.5
經常勘定	113.5	73.8	87.9
借入勘定その他	6.8	4.5	4.6
歳出(△)入超	△ 1.2	△ 0.8	△ 1.5
海外援助・借入等	1.8	1.0	2.1
剰余	0.6	0.2	0.6

1に終わった。

(2) 上記前年度の実績にかんがみ、68年度当初予算は歳入92.5億チャット、歳出94億チャットといずれも昨年度当初予算の4分の3の規模に圧縮された。とくに財源難に対処するため、不要不急の支出を大幅に削減するとともに、一部物品税率の引上げおよび従来の非課税品目に対する新規課税の実施など、財源ねん出に努力している。なお、資本勘定予算は、8.9億チャットと昨年度当初予算の3分の2に縮小されている。

## ◇マラヤ・ドル交換期限の延長

さる12月1日に開催された、マレーシア、シンガポール、ブルネイの3ヵ国蔵相会談において、1967年12月11日をもって交換打切りが予定されていたマラヤ・ドルの交換期限を延長する旨決定した。その概要は次のとおり。

- (1) マラヤ・ドルの交換期限を1968年12月31日まで延長する。
- (2) マラヤ・ドルの価値は、英ポンドへの追随切下げ(切下げ幅は英ポンドと同率の14.29%)により、上記3国のいずれの新通貨に対しても85.71セントとなり、各国とも今後新旧両通貨の交換比率は変更しない。
- (3) 各国ともそれぞれの新通貨の平価を純金0.20299グラムに維持する。

## ◇韓国、1968年度予算の成立

昨年12月28日成立した韓国の1968年度(暦年)予算は、前年度に引き続き収支均衡予算であるが、その規模は財政支出の積極化を映じ、2,214億ウォン(1ウォンは約1.3円)と前年度(最終予算)を21.6%方上回る大型予算となっている。

その内容をみると、(1)歳出面では、まず一般経費および国防費(両者で歳出総額の%を占める)が公務員・軍人給与の引上げを主因に、それぞれ前年度比24.1%、21.4%増加しているほか、財政投融資も第2次5ヵ年計画(1967～71年)を早期に完遂する方針に従って、17.3%増と軒並み増加している。一方、(2)歳入面では、こうした歳出の増大にもかかわらず、米国の経済援助削減を映じ、見返り資金の受入れ減少(前年度比24.4%減、その歳入総額に占める割合は前年度16.1%から本年度10%へと低下)が目だっている。このため物品税、法人税、所得税等を中心に大幅増税が行なわれることとなっており、かかる増税が物価を上昇させ、かつ民生を圧迫するなど国内経済に悪影響をもたらすことが懸念されている。

## 韓国 の 1968 年度 予算

(単位・億ウォン)

		1968年 度予算	構成比	1967年 度最終 予算	1967年 度比 増減 (△)率
歳 入	租 税	1,579	71.3	1,187	33.0
	うち 内 国 税	1,266	57.2	964	31.3
	関 税	313	14.1	222	40.5
	専 売 益 金	148	6.7	100	48.0
	そ の 他	225	10.2	205	9.8
	小 計	1,952	88.2	1,492	30.9
入	見 返 り 資 金	220	10.0	292	△ 24.4
	ベトナム派兵 経 費 支 援	40	1.8	36	13.4
	合 計	2,214	100.0	1,820	21.6
歳 出	一 般 経 費	1,067	48.2	859	24.1
	国 防 費	599	27.0	493	21.4
	財 政 投 融 資	541	24.5	461	17.3
	そ の 他	6	0.3	5	18.2
	合 計	2,214	100.0	1,820	21.6

### ◇韓国、預金支払準備制度を一部変更

韓国の市中金融機関では、貯蓄性預金はこれまで3か月以上の長期貯蓄性預金と、それ未満の短期貯蓄性預金とに分けられていた。ところが、このたび改正により、貯蓄預金および納税準備預金の短期貯蓄性預金が廃止され、これらが普通預金に統合されることとなり、本年1月1日から実施された。

かかる改正に伴い、預金支払準備制度について、従来の長期貯蓄性預金(準備率18%)と短期貯蓄性預金(同25%)の区分を廃止して貯蓄性預金(同18%)に一本化するとともに、要求払預金の準備率も35%から32%に引き下げられた。

韓国銀行では、今次支払準備制度の変更は同制度の簡素化と、準備区分の変更に伴う金融機関の支払準備積立の負担加重を避けるためにとられた措置であって、金融引締め政策の手直しを意図したものではないと説明している。

## 共 産 圏 諸 国

### ◇東ドイツ、中央銀行の改組

東ドイツ人民議会は、昨年12月1日同国の中央銀行である「ドイツ発券銀行」(Deutschen Notenbank)ならびに同国における長期投資機関である「ドイツ投資銀行」を廃止して、それぞれ新たに中央銀行「ドイツ民主共和国国立銀行」(Staats Bank der Deutschen Demokratischen Republik)および「ドイツ民主共和国商工銀行」(Industrie-und Handels-bank der Deutschen Demokratischen Republik)を設立する法案を可決した。

これら新設の銀行は、本年1月1日から発足、それぞれ従来の機能を承継することになったが、本措置は、1963年以降実施されている一連の経済改革に伴い銀行信用の役割を増大するため、その機能を強化することをねらいとしたものとみられる。

なお、新中央銀行の発足に伴い、東ドイツ通貨は従来の「ドイツ発券銀行マルク」(Mark der Deutschen Notenbank、略号MDN)から、「ドイツ民主共和国マルク」(Mark der Deutschen Demokratischen Republik、略号M)に名称を変更した(対米ドル・レートは、1ドル当り2.22マルクと従来と変わらない)。

### ◇ハンガリー、非商業取引レートを変更

ハンガリー政府は1月1日、非商業取引(大公使館の経費、出張費等)に適用される同国通貨フォリントの為替レート(旅行者レートとも呼ばれている)を21.7%切り下げ、1米ドル当り23.48フォリントから30フォリントに変更した(基本レート1米ドル当り11.74フォリントは変更されない)。

この措置は、昨年11月以降ポンドなど各国通貨の平価が切り下げられた結果、フォリントの「旅行者レート」が割高となり、ハンガリーへの観光客(1966年約160万人)の減少が懸念されるに至ったことから、観光客の誘致を促進し、観光収入の増大をはかるために採られたものとみられる。